

---

令和8年 3 月 宇 美 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第3日)

令和8年3月12日(木曜日)

---

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(専決第2号 令和7年度宇美町一般会計補正予算(第7号))
- 日程第2 同意第1号 宇美町副町長の選任について
- 日程第3 同意第2号 宇美町副町長の選任について
- 日程第4 議案第8号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第5 議案第9号 財産の処分について  
(宇美町明神坂三丁目5404番3外7筆)
- 日程第6 議案第10号 工事請負契約の締結について  
(令和7・8年度原田中央区町営住宅6・7棟改修工事)
- 日程第7 議案第11号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第12号 宇美町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第13号 宇美町地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第14号 令和7年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第15号 令和7年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第16号 令和7年度宇美町上水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第17号 令和7年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第18号 令和7年度宇美町一般会計補正予算(第8号)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(専決第2号 令和7年度宇美町一般会計補正予算(第7号))
- 日程第2 同意第1号 宇美町副町長の選任について
- 日程第3 同意第2号 宇美町副町長の選任について
- 日程第4 議案第8号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

日程第5 議案第9号 財産の処分について

(宇美町明神坂三丁目5404番3外7筆)

日程第6 議案第10号 工事請負契約の締結について

(令和7・8年度原田中央区町営住宅6・7棟改修工事)

日程第7 議案第11号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第12号 宇美町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第13号 宇美町地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第14号 令和7年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

日程第11 議案第15号 令和7年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

日程第12 議案第16号 令和7年度宇美町上水道事業会計補正予算(第3号)

日程第13 議案第17号 令和7年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第3号)

日程第14 議案第18号 令和7年度宇美町一般会計補正予算(第8号)

---

出席議員(12名)

|           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 小林 孝昭  | 2番 安川 禎幸  |
| 3番 丸山 康夫  | 4番 平野 龍彦  |
| 5番 安川 繁典  | 6番 藤木 泰   |
| 7番 飛賀 貴夫  | 8番 鳴海 圭矢  |
| 9番 古賀ひろ子  | 10番 白水 英至 |
| 11番 高橋 紳章 | 12番 黒川 悟  |

---

欠席議員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和

書記 松田 好弘

書記 園 麻友

---

説明のため出席した者の職氏名

|            |       |                |       |
|------------|-------|----------------|-------|
| 町長 .....   | 安川 茂伸 | 副町長 .....      | 原田 和幸 |
| 副町長 .....  | 一木 孝敏 | 教育長 .....      | 折居 邦成 |
| 総務課長 ..... | 八島 勝行 | 地域コミュニティ課長 ... | 藤木 義和 |

|                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| シティプロモーション課長 … 竹下 健一 | 企画財政課長 …………… 工藤 正人 |
| 税務課長 …………… 田口 嘉輝     | 会計課長 …………… 大神 隆史   |
| 住民課長 …………… 野田 幸二     | 健康課長 …………… 水野 治也   |
| 福祉課長 …………… 工藤 寿子     | 環境課長 …………… 石川 和男   |
| 管財課長 …………… 矢野 量久     | 都市整備課長 …………… 添田 勝春 |
| 上下水道課長 …………… 前田 友博   | 学校教育課長 …………… 川畑 廣典 |
| 社会教育課長 …………… 太田 一男   | こどもみらい課長 …… 入江 和美  |

---

10時00分開議

○議会事務局長（太田美和）

起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

本日の議事日程第3号を表示しておりますので、御確認ください。

○議長（黒川 悟）

改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 承認第1号**

○議長（黒川 悟）

日程第1、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。工藤企画財政課長。

○企画財政課長（工藤正人）

失礼いたします。それでは、データのほうは01の専決処分の部分の1号の1、そちらのほうを見ていただきたいと思います。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて御説明をいたします。

令和7年度宇美町一般会計補正予算（第7号）については、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求めるものでございます。

提案理由につきましては、衆議院議員総選挙の執行に伴い、緊急に補正予算を編成する必要が生じ、令和8年1月23日に令和7年度宇美町一般会計補正予算（第7号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定によりまして報告をするものでございます。

次のページが、専決第2号専決処分書でございまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度宇美町一般会計補正予算（第7号）を令和8年1月23日に専決処分したものでございます。

今回の補正につきましては、1月23日に衆議院が解散され、2月8日に選挙が執行されることが決定したことに伴いまして、早急に経費を確保する必要性が生じたことから、1月23日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、データ、その次のものになりますけども、予算書のほうをお願いしたいと思います。予算書の3ページをお開きいただきたいと思います。

令和7年度宇美町一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出それぞれ2,311万3,000円を追加し、予算総額を182億8,461万1,000円とするものでございます。

歳出のほうから説明をさせていただきますので、12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費4項選挙費5目衆議院議員選挙費において、衆議院議員選挙管理執行経費として、投票管理者や投票立会人等の報酬が合計で86万円、職員手当等319万7,000円、この後、報償費、旅費、需用費、役務費のほか、選挙公報配布業務委託料や選挙事務運営業務委託料などの委託料が合計1,335万3,000円、最後に、14、15ページまで続いています。投票用紙交付機リース料などの使用料及び貸借料合計、これは前のページの一番下になりますが、244万9,000円を計上いたしております。

続いて、歳入の説明に入りたいと思います。10ページ、11ページをお願いいたします。

15款県支出金3項委託金1目総務費委託金、衆議院議員選挙費委託金を2,311万3,000円計上しております。

最後になりますが、予算書の16ページ、17ページには、今回の補正に係ります給与費明細書を掲載しておりますので御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議の上、承認いただきますようよろしくお願いいたします。

#### ○議長（黒川 悟）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。3番、丸山議員。

#### ○議員（3番 丸山康夫）

3番、丸山です。今回の選挙、特に衆議院選挙は、町議会議員選挙の1週間前ということで、職員の皆さん、本当に大変だったろうなと推測いたします。特にこの人件費の辺りのところを見ると、かなり時間外手当も計上されておまして、本当にそういったのが大変さを物語っているなと思ってます。

お聞きしたいのは、1週間後に町議会議員選挙を控えて、この衆議院議員選挙はほとんど全部が県費から支出されるということで、1週間後の町議会議員選挙を控えて、どんな点、予算配分工夫したのか、答えられる範囲で結構ですから、回答いただけますか。

#### ○議長（黒川 悟）

八島総務課長。

○総務課長（八島勝行）

おっしゃられるとおり、衆議院選挙から1週間後に町の選挙が控えていたということで、既に町の選挙の準備をしながら、それに追加して衆議院議員の選挙の予算組みをしたとこでございしますが、それぞれの選挙におきまして、例えば、ポスター掲示場であったりとか、システムの準備、そういったものは個別にかかる部分がございますので、あまり2つ同じ時期にあったからといって、費用を抑えられるメリットは少なかったと思っています。

ただ、期日前投票の期間中、今、主に選挙事務の従事者を委託をしております。その委託業者のほうで、町の選挙だけで実施をするよりも、一旦、衆議院選挙があって、その上で町の選挙をすることによって、当然、従事者の方たちの習熟度も上がるということもありますので、町の選挙のための準備期間が少し軽減されたとは思っています。

そういったことで、委託料で若干のメリットはあったと思いますが、大きなメリットは今回の場合はなかったと考えております。

○議長（黒川 悟）

ほかにありませんか。9番、古賀議員。

○議員（9番 古賀ひろ子）

この衆議院選挙も、また、町の選挙もそうでしたけれど、期日前投票が今、当たり前のようになくさんの方が役場に集中して来ました。私も1日、その周辺にいて初めて分かったのですけれども、役場の入り口って物すごく狭くて、入り口、出口が分からないので、常々使ってある方は分かりますけれど、間違って出口から入られる方等々、本当にあつと思うような危ない光景を目の当たりにしたんですけれど、この予算の中には交通整理のための予算とか、そういったものが計上できるのでしょうか。

○議長（黒川 悟）

八島総務課長。

○総務課長（八島勝行）

期日前投票につきましては、今まで交通整理等について委託はしたことはございませんが、選挙の当日、例えば、原田小学校であったり、宇美小学校、あの辺りが駐車場の入り口が少し混雑するところがございますので、交通整理の要員を委託しております。同様に必要があれば、町の例えば、期日前投票の期間中に、庁舎の入り口のほうでの交通整理の委託も不可能ではないとは思っております。

○議長（黒川 悟）

よろしいでしょうか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

討論なしと認めます。

これから、承認第1号 専決処分承認を求めることについてを採決いたします。本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立全員です。したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

調整のために、ただいまから暫時休憩をいたします。

10時09分休憩

.....

10時13分再開

○議長（黒川 悟）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

.....

## 日程第2. 同意第1号

## 日程第3. 同意第2号

○議長（黒川 悟）

日程第2、同意第1号 宇美町副町長の選任についてから日程第3、同意第2号 宇美町副町長の選任についてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島総務課長。

○総務課長（八島勝行）

それでは、同意第1号と同意第2号を続けて説明させていただきます。

初めに、同意第1号を説明いたします。

同意第1号 宇美町副町長の選任について。

宇美町副町長に次の者を選任することについて、議会の同意を求めます。

氏名、原田和幸氏。住所、生年月日につきましては記載のとおりです。

宇美町副町長原田和幸氏の任期が令和8年3月31日で満了することに伴い、同氏を再任する

ことについて、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

2ページに、参考資料1として、原田和幸氏の略歴を添付しておりますので御参照ください。

また、3ページには、参考資料2として、地方自治法の抜粋を添付しております。副町長の定数は、地方自治法第161条第2項及び宇美町副町長定数条例により2人と定めております。任期につきましては、地方自治法第163条において4年と定められており、本日、原田和幸氏の選任の同意が得られましたら、令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間となるものでございます。

続きまして、同意第2号を説明いたします。

同意第2号 宇美町副町長の選任について。

宇美町副町長に次の者を選任することについて、議会の同意を求めます。

氏名、一木孝敏氏。住所、生年月日につきましては記載のとおりでございます。

宇美町副町長一木孝敏氏の任期が令和8年3月31日で満了することに伴い、同氏を再任することについて、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

2ページに、参考資料1として、一木孝敏氏の略歴を添付しておりますので御参照ください。

次の3ページの参考資料には、先ほどと同様でございますので説明を省略させていただきますが、本日、一木孝敏氏の選任の同意が得られましたら、任期は令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間となるものでございます。

以上で説明は終わりますが、御審議の上、御同意をいただきますようお願いいたします。

#### ○議長（黒川 悟）

説明が終わりましたので、採決に入ります。

念のために申し上げます。ここからの採決はそれぞれの議案ごとに行います。

これから、同意第1号 宇美町副町長の選任についてを採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

#### ○議長（黒川 悟）

ただいまの出席議員数は11人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に5番、安川議員及び7番、飛賀議員を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

#### ○議長（黒川 悟）

念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載をお願いします。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、否とみなします。

投票用紙の漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（黒川 悟）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議会事務局長が議席番号と指名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔事務局長点呼・議員投票〕

|       |    |    |             |
|-------|----|----|-------------|
| ..... |    |    |             |
| 1 番   | 小林 | 議員 | 2 番 安川 議員   |
| 3 番   | 丸山 | 議員 | 4 番 平野 議員   |
| 5 番   | 安川 | 議員 | 6 番 藤木 議員   |
| 7 番   | 飛賀 | 議員 | 8 番 鳴海 議員   |
| 9 番   | 古賀 | 議員 | 1 0 番 白水 議員 |
| 1 1 番 | 高橋 | 議員 |             |
| ..... |    |    |             |

○議長（黒川 悟）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。5番、安川議員及び7番、飛賀議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（黒川 悟）

投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち賛成11票、反対ゼロ

口票。

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第1号 宇美町副町長の選任については同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（黒川 悟）

次に、同意第2号 宇美町副町長の選任についてを採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（黒川 悟）

ただいまの出席議員数は11人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に8番、鳴海議員及び9番、古賀議員を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（黒川 悟）

念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、否とみなします。

投票用紙の漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（黒川 悟）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議会事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

|      |       |      |       |
|------|-------|------|-------|
| 1 番  | 小林 議員 | 2 番  | 安川 議員 |
| 3 番  | 丸山 議員 | 4 番  | 平野 議員 |
| 5 番  | 安川 議員 | 6 番  | 藤木 議員 |
| 7 番  | 飛賀 議員 | 8 番  | 鳴海 議員 |
| 9 番  | 古賀 議員 | 10 番 | 白水 議員 |
| 11 番 | 高橋 議員 |      |       |

.....

○議長（黒川 悟）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。8番、鳴海議員及び9番、古賀議員、お願いいたします。

〔開票〕

○議長（黒川 悟）

投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち賛成11票、反対ゼロ票。

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第2号 宇美町副町長の選任については同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（黒川 悟）

ここで、選任されました原田副町長、御挨拶願います。

○副町長（原田和幸）

議会本会議中の貴重な時間に御挨拶する機会をいただきまして、感謝を申し上げます。

このたびは、私の副町長の再任に当たりまして、議員皆様の御同意をいただき誠にありがとうございます。以前にもまして、その使命と職責の重さをなお一層痛感し、身の引き締まる思いでございます。

この4年間は、私なりに精いっぱい努めてまいりましたが、微力な私に対しまして議員の皆様をはじめ、安川町長また職員の皆さん、関わってくださった方々から多大なる御支援、御協力を賜りましたことに、この場をお借りしまして心から感謝とお礼を申し上げます。

この間、第7次総合計画の策定をはじめ、持続可能な行財政運営の確立に向けて、様々な事業、施策、新たな仕組みづくりに取り組んでまいりましたが、今後の町の発展のためには、まだまだ課題が山積していると認識をいたしております。次の任期におきましても、その一つ一つの課題に真摯に向き合い、町長を補佐し、職員と力を合わせて誠心誠意、全力を尽くしてまいる所存でございます。

議員の皆様におかれましては、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（黒川 悟）**

次に、選任されました一木副町長、御挨拶願います。

**○副町長（一木孝敏）**

失礼いたします。会議本会期中の貴重なお時間に御挨拶をする機会をいただきまして、心から感謝を申し上げますところでございます。

また、このたびは私の副町長の再任に当たりまして、議員の皆様の御同意をいただきましたことに、厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。私自身、まだまだ未熟ではありますが、副町長としての4年間の経験を生かし、安川町長の補佐役としてしっかりお支えし、誠心誠意、全力で職務を果たす所存でございます。

宇美町では、生活基盤の1つであります道路インフラ整備、特に完成が遅れております都市計画道路志免宇美線の早期完成や周辺地域の渋滞緩和、物流の効率化に寄与するスマートインターチェンジの設置検討に加え、近年、多発化、多様化する自然災害への備えなど、多くの課題が残っております。これらの課題に対し、職員の皆様、そして議員の皆様とともに力を合わせ、この町がいいと言っていたけりようなまちづくりを進めていく所存でございます。

町民の皆様の声に耳を傾け、誠実に対応していくことが私の使命であると考えております。今後とも、議員の皆様の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。ともに手を添え、町の発展に寄与できるよう努めてまいりますので、何とぞよろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございます。

---

**日程第4．議案第8号**

**○議長（黒川 悟）**

日程第4、議案第8号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。八島総務課長。

**○総務課長（八島勝行）**

それでは、議案第8号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について御説明いたします。

本議案は、地方自治法第286条第1項の規定により、令和8年3月31日を限り、福岡県市町村職員退職手当組合から久留米市外三市町高等学校組合を脱退させ、令和8年4月1日から、当該規約を変更するものでございます。

提案理由につきましては、令和8年3月31日を限り、久留米市外三市町高等学校組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、また、令和8年4月1日から、久留米広域市町村圏事務組合が名称を変更することに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案の2ページが、福岡県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約の案、3ページ以降が新旧対照表となっております。

改正の内容につきましては、新旧対照表を使って説明をさせていただきます。

この新旧対照表は、右が現行、左が改正案となっております。

初めに、3ページの別表第1の改正内容でございますが、三井郡の項中、久留米市外三市町高等学校組合を削り、その他の項中の久留米広域市町村圏事務組合を久留米広域消防組合と改めるものでございます。

次の4ページの別表第2につきましては、第4区の項中、久留米市外三市町高等学校組合を削り、久留米広域市町村圏事務組合を久留米広域消防組合と改めるものでございます。

そのほか、今回の改正に併せて文言の整理を行っております。

なお、この規約につきましては、令和8年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（黒川 悟）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

討論なしと認めます。

これから、議案第8号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及

び規約の変更についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

## **日程第5. 議案第9号**

○議長（黒川 悟）

日程第5、議案第9号 財産の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢野管財課長。

○管財課長（矢野量久）

失礼いたします。議案第9号 財産の処分について、上記の議案を次のとおり提出いたします。  
令和8年3月9日提出、宇美町長安川茂伸。

提案理由は、町有財産の処分をするに当たり、宇美町町有財産の取得管理及び処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、処分する財産の表示、所在地は、福岡県糟屋郡宇美町明神坂三丁目5404番3外7筆。種類等、土地、登記地目は山林及び原野となります。2、処分の面積、7,325平方メートル。3、処分価格、1億3,771万円です。4、契約の相手方、代表者は、住所または所在地で、福岡市中央区薬院三丁目16番27号、氏名または名称、株式会社エスクロー、代表者資格氏名は記載のとおりでございます。共有者、こちらは、住所または所在地、福岡市中央区大手門二丁目1番17号の1F、氏名または名称、株式会社アスシード、代表者資格氏名は記載のとおりとなります。

次の2ページ、位置図を御覧ください。

対象地は、耳取池東側の九州自動車道に近接する土地で、旧グラウンド用地の一部となります。主にソフトボールのグラウンドとして使用されてきましたが、グラウンドの一部は個人私有地であり、個人私有地の地権者も財産処分を行われることから、町も併せて財産の処分を行うものとなります。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（黒川 悟）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。4番、平野議員。

○議員（4番 平野龍彦）

お尋ねします。この明神坂グラウンドは、数十年もの間、先ほど言われました地域の皆様が、

ソフトボール、グラウンド大会、あるいは散歩などなど行ってきた地域の皆さん、町内外もそうでしょう、なれ親しんできたグラウンドであります。

一点、この売却前に、なれ親しんでこられた地元の皆さんに対して地元説明会を行ったかどうか、そのときの反応についてお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（黒川 悟）

矢野管財課長。

○管財課長（矢野量久）

売却におきましては、まず地元説明会というよりは、地域の自治会の方々に対して御説明さしあげて、そもそもこのグラウンド用地自体が、地域自治会を主たるソフトボールチーム関連で長きにわたり使用されてきております。

その自治会のほうから借上げの申請も出てきて、これまで継続してきた経緯がございますが、周辺に家屋が建ち並んできたという点もあって、なかなかそのもう球技をすること自体に支障が出てきたということで、自治会のほうも借上げはストップしたいというようなお話がございました。

御承知かもしれませんが、このグラウンドの3分の1が私有地、個人さんの土地で、無償で貸してあった。残りの3分の2が町の土地となるわけですけど、個人さんの土地のほうも相続の関係、様々な理由があって、そろそろ財産の整理をしたいというような意向もありまして、そういった全体的なバランスを考えたときに、この土地の借上げはしない。そして、借上げしないのであれば処分したいというような御意向がありましたので、地域の方々には直接、自治会の関係者に説明をしたと。

また、処分するに当たりまして、周辺の方々、隣接のそういった方々については、個別に町のほうから訪問し、その内容説明を行ってきたところでございます。

○議長（黒川 悟）

ほかにありませんか。3番、丸山議員。

○議員（3番 丸山康夫）

この遊休町有地、これを売却すると。これは、売却費用もちろん入ってまいります。それプラスの今度は開発等が行われると固定資産税も入ってくる。また、そこに住まわれる方がおられましたら住民税も入ってくる。また、新しい住民が増えるとなると町の活性化にもつながると。本当に私は、この売払い契約はすばらしい契約じゃないかなと、こう思っています。

そこでお尋ねしたいのが、売払い金額を平米単価で割りますと1平米当たり1万8,800円になりますけど、これ間違いないでしょうか。そこをお答えください。

○議長（黒川 悟）

矢野管財課長。

○管財課長（矢野量久）

そのとおりの金額となります。

○議長（黒川 悟）

3番、丸山議員。

○議員（3番 丸山康夫）

次に、売払い金額に測量費用、これちゃんと測量してじゃないと売れないと思いますけど、あと不動産鑑定費用こういったものがきちんと入っているのか、あるいは、そこは町が負担しますよというふうになっているのか、回答を求めます。

○議長（黒川 悟）

矢野管財課長。

○管財課長（矢野量久）

結論から申し上げますと測量費、分筆、そして境界復元並びに不動産鑑定を実施しておりますので、それらの費用については、この物件に関しては入っておりません。なぜなら、ちょっと予定価格、いわゆる最低売却予定価格の算定におきましては、この物件に関してはちょっと若干特殊性がございます。

といいますのも、先ほど御説明しましたとおり、周辺の個人所有者の方が既に売買をされています。いわゆる契約の相手方がおられるという状況下で、町の土地の処分を行うという流れでございました。

通常のパターンでいきますと、まず、売払いの対象地に対して不動産鑑定を実施し、そして、その土地の形状や様々な内容を基に正常な価格を算出し、その金額に、議員がおっしゃられる例えば測量費であったり、不動産鑑定にかかった費用それらを上乗せして、最終的な予定価格を算定するというやり方を通常は行っております。

ただし、こちらの物件に関しては、周辺の個人さんがもう売り渡している相手方がおられる状況下で、果たして町の売払いの対象地の範囲だけを算定するのが適当なのかという点もございました。

そこで我々としては、いわゆる周辺の私用地、個人の土地も含めた全体的な開発が行われるという可能性を視野に入れ、鑑定の算出では2つの算定を行っています。町の売払いの対象地の部分と、そして、隣接の個人さんがお持ちの範囲のとも含めた形での全体としての土地の評価鑑定を行いました。

その結果、後者のほうが非常に有利な鑑定額となっています。そこで、同一の事業者が当然取得される可能性もございますので、今回の物件に関しましては、後者のいわゆる有利な価格とし

て算定したということになります。

ちょっと数字的なもので申し上げますと、単純に町の土地だけのこの形のまま鑑定で金額を出しますと、1億600万円ぐらいの金額になります。これを個人の私有地のところも含めた形で出しますと、今回の金額と同額ですが1億3,771万円と、約3,171万円ぐらい増額となっているということになります。

ただ、個人、通常のやり方で予定価格を算定すると、それに測量費、鑑定費を上乗せしますので、本来であれば、従来の形でいけば、1億815万円ぐらいが予定価格だった。しかし、今回に関しては、予定価格は1億3,771万円ということで、増額でといいますと、ほぼ3,000万円、2,956万円ほど、通常よりも高い取引で処分することができたということになります。

我々当課としましては、今後もこの遊休地並びに公売広告をする際は、こういった諸条件を加味した上で、町にとって有利な形となるように進めてまいりたいというふうに捉えているところです。

○議長（黒川 悟）

3番、丸山議員。

○議員（3番 丸山康夫）

私もこの土地の形を見たときに、かなりいびつだったんですね。これが周りの土地もしっかり含めた形で、土地の形もよくなりますね、その辺が本当に気になっていましたんで、今の質問をさせていただきました。

もう一点聞きたいのが、今後の土地利用に関してお尋ねしたいと思っています。

用途地域としては、第一種低層住居地域に指定されていますので、間違っても迷惑施設が来るようなことはないと思っていますけれども、ただ、買主が転売した際とか、そういったことをやられちゃうと、もしかしたら迷惑施設、例えば、産廃施設みたいなのが来るかもしれないのかなと、その辺は分かりませんが。

契約条項の中に、そういった転売とか、一定期間の禁止とか、そういったものが盛り込まれているのかどうか、地域の方々が安心して住める開発が行われるのかどうか、その辺の見通しを回答していただけますか。

○議長（黒川 悟）

矢野管財課長。

○管財課長（矢野量久）

先ほど、用途地域のお話がありましたけれども、こちらの地域については、第一種住居地域、第一種低層ではございません。

住居系の地域でございまして、御質問の転売禁止の条項なりが織り込まれているかという点に

関しては、現段階では織り込んでいるわけではございません。

なぜなら、通常、土地の取引の中では短期と長期とあって、いわゆる短期取得でそのまま３年以内に売却した場合、大きな課税がかけられるということがございます。今回も、たまたまですが、隣接の私有地を取得された事業者が、今回、同一の事業者として取得されていますので、一体的な開発に向けて進めるという意向が確実にございます。

これから計画、当然、県開発になっていきますので、様々な計画を行って、そして、近隣の方に迷惑とならないような、我々も売却のときにお伝えしているんですが、近くの方と十分な話合いの場を持つ、そして、計画を進めていってくださいというような申し伝えをしているところでございます。

○議長（黒川 悟）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

討論なしと認めます。

これから、議案第９号 財産の処分についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立全員です。したがって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

ただいまから１１時１０分まで休憩に入ります。

10時57分休憩

.....

11時10分再開

○議長（黒川 悟）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

.....

## 日程第６．議案第１０号

○議長（黒川 悟）

日程第6、議案第10号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢野管財課長。

○管財課長（矢野量久）

議案第10号 工事請負契約の締結について。令和7・8年度原田中央区町営住宅6・7棟改修工事について、次のように工事請負契約を締結するものです。令和8年3月9日提出、宇美町長安川茂伸。

提案理由ですが、令和7・8年度原田中央区町営住宅6・7棟改修工事を施工するため、令和8年2月3日に指名競争入札を施行し、工事請負人を定め、その者と工事請負契約を締結するに当たり、宇美町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、工事箇所、福岡県糟屋郡宇美町原田三丁目9番地内。2、請負契約額、1億3,272万6,000円。3、工事請負人、住所または所在地は、福岡県糟屋郡宇美町桜原一丁目2番39号。

氏名または名称、株式会社岩堀工務店宇美営業所。代表者資格氏名は記載のとおりとなります。次のページ、参考資料1を御覧ください。

1、工事概要、住宅棟外壁・屋根改修一式、外構・付帯施設改修一式、電気設備LED化改修一式となります。

2、予定価格、3、最低制限価格、4、落札率につきましては記載のとおりでございます。

5、工期につきましては、契約の効力が発生の日から令和8年10月30日までを予定としております。

6、指名競争入札の参加者は記載の6者となります。

次の参考資料2を御覧ください。

図中、右下に凡例を設けておりますが、青色が外壁改修の範囲、茶色が屋根改修の範囲、緑色が駐車場舗装の範囲、黄色が付属する建屋の改修の範囲、灰色が外構コンクリート舗装の範囲となります。

なお、この改修工事では、現在入居されている方もおられる中での施工となります。入居者の方々の御理解と御協力は、円滑に工事を行っていく上でも必要な工事となります。契約締結後、速やかに工事説明会を行う予定としておりまして、安全に配慮した工事を進めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（黒川 悟）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。3番、丸山議員。

○議員（3番 丸山康夫）

工事の内容については、これでいいかなと思うんですけども、実は、県営住宅とか今、エレベーターの工事をされています。で、この町営住宅に関しても、比較的高齢の方が多いと、そういうふうにお伺いしていますけれども、まあ、エレベーターの増築とか、今回工事の内容に含まなかった理由、あるいはそのエレベーターを設置する必要性、そのあたりどのように考えてあるのか。今後の展開もありますので、答えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒川 悟）

矢野管財課長。

○管財課長（矢野量久）

お答えします。

今回、原田中央区町営住宅でございまして、昭和町町営住宅2棟ありますが、あちらのほうはエレベーターが既にございます。原田町営住宅につきましては、実は1から5棟、既に改修しているところなんですけど、こちらは、エレベーターをつけずに2階まで出入りできるスロープが、傾斜がございます。今回対象となる改修範囲は6・7棟です。こちらは3階建てでスロープ等はございません。1階までが不自由なく行けるといえるところです。

我々としては、その3階建ての住宅にエレベーターを設置するとなると、なかなかトータル的な経費、そしてそのランニングコストも絡んできます。下手したら、まあそれこそ家賃に関係してくる状況になりますので、現状のままで。

特段御要望等もございませんし、エレベーターが必要な入居の方につきましては、例えばその県営住宅という選択肢もあるのかもしれませんが、町営住宅としては現状を維持するという選択肢をとっております。

○議長（黒川 悟）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

討論なしと認めます。

これから、議案第10号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7. 議案第11号

○議長（黒川 悟）

日程第7、議案第11号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。野田住民課長。

○住民課長（野田幸二）

それでは、議案第11号について御説明いたします。

議案第11号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

提案理由につきましては、宇美町国民健康保険特別会計の健全化を図るため、国民健康保険税の税率を改定するとともに、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものです。

議案の2ページから5ページが改正条例案の本文、6ページから22ページが新旧対照表、23ページが参考資料となっています。改正の内容につきましては、23ページの参考資料で説明いたします。

今回、国民健康保険税率を改定する目的は2つございます。1つは、医療分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の所得割等の改定でございます。県が算出した標準保険料率を参考とし、現在、県の納付金に対して大幅な黒字収支となっている医療分の税率を下げ、赤字収支となっている後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の税率を上げるものでございます。詳細は下の表を御覧ください。

下の表は、保険税の構成ごとに算定基礎を表示し、県標準保険料率、現行の税率、改定案、現行の税率と改定案の増減差を一覧にしたもので、それぞれ改定する箇所を黄色に着色しています。

内容としましては、医療分の所得割を現行の9.05%から7.6%に、均等割を2万8,000円から2万7,000円に下げ、後期高齢者支援金等分は、所得割を現行の2.5%から2.8%に、均等割を8,000円から9,000円に上げ、介護納付金分は、所得割を現行の2.1%から2.2%に上げるものです。

目的の2つは、子ども・子育て支援納付金分の新設でございます。令和8年度から子ども・子育て支援金制度が創設されることに伴い、県が算出した標準保険料率を参考に、子ども・子育て支援納付金分の税率を新設するものでございます。

下の表では、県標準保険料率を参考に、所得割を0.27%、均等割と平等割をそれぞれ1,000円、18歳以上均等割を60円としております。一番下の保険税率の合計では、応能割が現行の13.65%であったものが12.87%となり、0.78%減少し、応益割では、現行9万1,000円であったものが、9万3,060円となり、2,060円増加します。

また、その下には参考としまして、税率改定による課税総額への影響額を記載しております。医療分等改定の影響額としては、約3,105万円の減少となり、子ども・子育て支援納付金分の影響額としては、約1,537万円の増加となり、全体としては約1,568万円の減少となります。

最後に、この条例の施行期日ですが、令和8年4月1日としております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（黒川 悟）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。8番、鳴海議員。

○議員（8番 鳴海圭矢）

今回の国保条例の一部改正については、ちょっと別の機会でもモデル世帯でシミュレーションなども出されておりましたけれども、結局、今の国保に加入している加入者の中で、年収400万円、300万円、200万円いろいろありますけれども、どの収入世帯が最も多い世帯なのか、それが全体の何%ぐらいに当たるのか、そういった数字が分かればお答えいただきたいと思います。

○議長（黒川 悟）

野田住民課長。

○住民課長（野田幸二）

世帯別の所得構成ですが、全世帯数4,291人のうち、100万円以下は2,567世帯で全体の59.8%、100万円以上300万円以下は1,311世帯で全体の30.6%、300万円以上500万円以下は244世帯で全体の5.7%、500万円以上は169世帯で全体の3.9%となっております。

○議長（黒川 悟）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。8番、鳴海議員。

**○議員（8番 鳴海圭矢）**

私は、本案に反対の立場から討論をしたいと思います。

今回の改定案の中身を見てみますと、全体としては負担が減るというような試算の結果を出されておりますけれども、ただ、1点ちょっと問題だと思われるのは、新たに子ども・子育て支援納付金分が付加されるということで、もちろん子ども・子育てを支援するという目的自体は私も大いに賛成するところなんですけど、そのための費用を国保の上に上乗せをしてくる、この徴収のやり方に非常に私は大きな問題があると思います。

後から、子ども・子育て支援金で徴収した分は、子ども・子育ての様々な施策の財源になるということにはなっているんですけども、国保に加入している人には、若い子育て世代もいますけれども、自分たちが子育ての支援の負担をして給付を受けるというのは、私は結局矛盾しているような気がします。これは、逆に子育て世代の経済負担を増すことによって、子育て支援に逆行しているんじゃないかなというふうに思います。こういうのは国保に上乗せするべきではないというのが私の考えです。

今、日本全国で年収1億円を超える人たちという人が3.8万人いると言われておりますけれども、日本の税制は所得が増えるほど税率が下がる、いわゆる1億円の壁とも言われる税制の逆進性の不備がある。これが近年大変問題になって、この1億円の壁を何とか改善しようということで、税制は少しずつ変わってはきていますが、まだまだ所得が多い人ほど負担が軽いという不備が、私は今、日本の税制にはあると思う。まずはここを正すべきではないかというふうに思います。といった理由で、本案に反対いたします。

以上です。

**○議長（黒川 悟）**

次に、原案に賛成の発言を許します。2番、安川議員。

**○議員（2番 安川禎幸）**

2番です。今回の改正、先日の全員協議会で説明なされましたけれども、ほとんどの所得の階層において保険税は下がります。所得の多い方の転嫁という話もございましたが、その下がった分を限度額というか、一番高い所得で補填するような考えでされている。

今、諸物価が、ガソリンがまだがあつと上がったりしていましたが、この高騰の折に思い切って下げられるという判断をされたというのは、非常に住民の方に配慮された結果ではないかなというふうに思うところです。ということで、賛成討論とさせていただきます。

○議長（黒川 悟）

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

これで討論を終わります。

これから、議案第 11 号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立多数です。したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 8. 議案第 12 号

○議長（黒川 悟）

日程第 8、議案第 12 号 宇美町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。八島総務課長。

○総務課長（八島勝行）

それでは、議案第 12 号 宇美町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

議案第 12 号 宇美町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

提案理由につきましては、令和 8 年 4 月からの職員の地域手当の率を改定することに伴い、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

議案の 2 ページが改正条例の本文、3 ページが新旧対照表となっております。

改正の内容につきましては、この新旧対照表を使って説明をいたします。新旧対照表につきましては、右側が現行、左側が改正案となっております、改正の箇所にアンダーラインを引いております。

改正の内容につきましては、町職員の地域手当率の取扱いに併せ、パートタイム会計年度任用職員の基準月額に加算する地域手当相当額の率を 100 分の 3 から 100 分の 4 に改めるもので

ございます。

なお、この条例の施行期日は、令和8年4月1日としております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（黒川 悟）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

討論なしと認めます。

これから、議案第12号 宇美町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立全員です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

## **日程第9. 議案第13号**

○議長（黒川 悟）

日程第9、議案第13号 宇美町地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹下シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（竹下健一）

失礼いたします。議案第13号 宇美町地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり提出します。令和8年3月9日、宇美町長安川茂伸。

提案理由でございますが、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、運賃協議会の設置等について、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

資料の2ページが改正文、資料の3ページから4ページが新旧対照表となっております。資料の5ページから7ページ、こちらが参考資料として添付しておりますので、こちらの資料を基に

説明をさせていただきます。

資料の5ページをお願いいたします。

1、改正の背景についてでございますが、令和5年10月1日の道路運送法の改正に伴い、従来は地域公共交通会議において協議していた一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃について、独占禁止法上のカルテルに当たるとの疑義が生じないように、新たに運賃協議会において協議を行うこととなりました。

また、住民、利用者、その他利害関係者の意見を反映するための措置として、公聴会等の開催が必要となりました。

次に、2の地域交通に関する会議の一体化についてでございますが、現在、当町では地域公共交通に関して、地域公共交通会議と地域公共交通活性化協議会の2つの会議を組織しております。

交通会議では、A I オンデマンドのるーと宇美を導入し、利用状況の把握やサービス改善につなげる取組について協議等を行っています。また、活性化協議会では、持続可能な地域公共交通の実現を将来像に掲げた地域公共交通計画を策定し、毎年度、取組状況の進捗や指標の確認を行っているところでございます。

国は、交通会議と活性化協議会の一体的な運用について、地域の実情において柔軟に判断することとし、運賃協議会についても、交通会議の中に分科会やワーキンググループという形で組織する方法が示されております。

以上のことから、これまでの交通会議と活性化協議会の委員構成や会議運用状況を勘案し、地域公共交通施策をより一層円滑に実施するため一体化を行い、さらに交通会議の中に運賃協議会を組織するための改正を行うものでございます。

資料の6ページには、交通会議と活性化協議会の内容について記載をしておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

資料の7ページに、3、会議のイメージを示しておりますが、先ほど御説明をさせていただきましたとおり、交通会議と活性化協議会を一体化し、その中に運賃協議会を分科会として新設することとしております。

4に、条例の主な改正点をまとめております。

(1) 会議設置の趣旨、協議事項(第1条・第2条関係)では、交通会議に活性化協議会の位置づけと協議事項を整理しております。

(2) 組織(第3条関係)では、委員の人数を変更しております。

(3) 運賃協議会(第9条関係)では、運賃協議会の構成委員、会議の運営方法についての記載をしております。

5、施行日につきましては、公布の日からとしております。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（黒川 悟）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

討論なしと認めます。

これから、議案第13号 宇美町地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

タブレット設定のため、暫時休憩いたします。

11時36分休憩

.....

11時38分再開

○議長（黒川 悟）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

\_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_

#### 日程第10. 議案第14号

○議長（黒川 悟）

日程第10、議案第14号 令和7年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。野田住民課長。

○住民課長（野田幸二）

それでは、議案第14号について御説明いたします。

予算書の3ページをお願いします。

議案第14号 令和7年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

令和7年度宇美町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ

1,719万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億9,631万1,000円とするものです。

本補正予算につきましては、決算見込みに伴う後期高齢者医療保険料の増額や繰入金の減額を行うほか、後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定等に伴う整理を中心としたものです。

それでは、歳出から御説明いたします。12、13ページをお願いします。

1款総務費1項総務管理費40万円の減額は、資格確認書等の郵便料の残額を整理するものです。

次の2款1項後期高齢者医療広域連合納付金1,759万9,000円の増額は、後期高齢者医療保険料の調定更生及び保険基盤安定負担金の額の確定に伴い補正するものです。

続いて、歳入の説明をいたします。10、11ページをお願いします。

1款1項後期高齢者医療保険料3,058万9,000円の増額は、12月末の調定額を基に、年度末までの収納状況を見通して、それぞれ補正するものです。

次の3款繰入金1項他会計繰入金1,345万8,000円の減額は、歳出で説明しました総務管理費及び保険基盤安定負担金の補正に伴うものです。

次の5款諸収入1項延滞金、加算金及び過料6万8,000円の増額は、決算見込みによるものです。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

#### ○議長（黒川 悟）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出一括質疑、総括質疑という順序で審議をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（黒川 悟）

異議なしと認めます。

それでは、歳入歳出一括質疑に入ります。

予算書のページ数をお示しの上、質疑をお願いいたします。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（黒川 悟）

ないようです。歳入歳出一括質疑を終わります。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（黒川 悟）

ないようです。総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

討論なしと認めます。

これから、議案第14号 令和7年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立全員です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第11. 議案第15号

○議長（黒川 悟）

日程第11、議案第15号 令和7年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。野田住民課長。

○住民課長（野田幸二）

それでは、議案第15号について御説明いたします。

予算書の3ページをお願いします。

議案第15号 令和7年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和7年度宇美町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ1,465万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億1,661万8,000円とするものです。

本補正予算につきましては、決算見込みに伴う各費目の整理と交付金等の額の確定に伴う整理を中心としたものです。

それでは、歳出から御説明いたします。16、17ページをお願いします。

1款総務費1項総務管理費771万7,000円の減額は、年度末を見通した不用額の整理を行うほか、不足が見込まれる職員手当等を増額しています。

次の3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分から、18、19ページ、3項介護納付金分までは歳入の補正に伴う財源更正です。

次の6款1項保健事業費30万円の減額は、不足が見込まれる電信電話料の増額を行うほか、頸部動脈超音波検査委託料を執行見込みにより減額しています。

次の２項特定健康診査等事業費１００万４，０００円の減額は、決算見込みにより特定保健指導委託料２０、２１ページのけんしんガイド作成等業務委託料をそれぞれ減額しています。

次の７款１項基金積立金２，３６７万６，０００円の増額は、本補正予算による歳入歳出予算の剰余金を積立金とするものです。

続いて、歳入の説明をいたします。１０、１１ページをお願いします。

１款１項国民健康保険税１，４５５万９，０００円の減額は、被保険者数の減少により、調定額が減少したことにより補正を行うものです。

次の３款国庫支出金２項国庫補助金８１１万３，０００円の増額は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化業務関係補助金と子ども・子育て支援事業に係るシステム改修等事業費補助金をそれぞれ交付見込額により補正を行うものです。

次の４款県支出金１項県補助金１，３５２万円の減額は、右側の説明欄に内訳を記載していますが、それぞれ交付見込額等により補正を行うものです。

１２、１３ページをお願いします。

５款繰入金１項他会計繰入金３，０１１万１，０００円の増額は、右側の説明欄に内訳を記載していますが、それぞれ交付見込額等により補正を行うものです。

１４、１５ページをお願いします。

２項基金繰入金は、本補正予算編成に伴い５７７万４，０００円を減額しております。

次の７款諸収入１項延滞金、加算金及び過料７９２万４，０００円の増額は、決算見込みによるものです。

次に、３項雑入２３６万円の増額は、決算見込みにより第三者納付金を１６１万５，０００円、返納金を７４万５，０００円それぞれ増額しております。

最後になりますが、２２、２３ページに給与費明細書を掲載しておりますので、御参照ください。

以上で説明は終わりますが、御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

#### ○議長（黒川 悟）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出一括質疑、総括質疑という順序で審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（黒川 悟）

異議なしと認めます。

それでは、歳入歳出一括質疑に入ります。

予算書のページ数をお示しの上、質疑をお願いいたします。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

ないようです。歳入歳出一括質疑を終わります。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

ないようです。総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

討論なしと認めます。

これから、議案第15号 令和7年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立全員です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12. 議案第16号

○議長（黒川 悟）

日程第12、議案第16号 令和7年度宇美町上水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博）

失礼いたします。議案第16号 令和7年度宇美町上水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

予算書の3ページをお願いいたします。

第2条で、収益的収支の収入におきまして、既決予定額7億6,508万5,000円を480万8,000円減額補正いたしまして7億6,027万7,000円に、支出で、既決予定額7億3,431万4,000円を43万8,000円減額補正いたしまして7億3,387万6,000円とするものでございます。

第3条では、資本的収支の収入におきまして、既決予定額5,384万9,000円を79万6,000円増額補正いたしまして5,464万5,000円とするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億5,610万7,000円は、現年度分損益勘定留保資金、繰越利益剰余金処分額及び現年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填することといたしております。

第4条では、職員給与費を616万5,000円減額補正いたしまして8,151万5,000円とするものでございます。

それでは、予算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入におきまして、1款水道事業収益1項営業収益3目その他の営業収益1節手数料13万7,000円の増額は、令和6年3月以前の水道料金収入に対する督促手数料納付分を、3節雑収益93万9,000円の増額は、山の内浄水場のろ過砂売却料及び落雷により浄水場内の設備が故障したことに伴い、それに要した修理費を公有建物災害共済金で受け入れたこと等をそれぞれ整理したものでございます。

2項営業外収益3目負担金1節他会計負担金588万4,000円の減額は、一般会計より、消火栓の修繕に要した費用の増額及び量水器購入費の減額等による下水道使用料賦課徴収事務負担金の減額によるものでございます。

支出に移りまして、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費の2節手当、36節賞与引当金繰入額、37節法定福利費引当金繰入額まで合わせまして34万1,000円の減額は、浄水場職員の期末・勤勉手当等の支給に備えるため、年度末における支給見込額に基づく減額補正でございます。

3目総係費の1節給料、2節手当、5節法定福利費、36節賞与引当金繰入額、37節法定福利費引当金繰入額まで合わせまして582万4,000円の減額は、課長級の人件費を下水道事業会計と按分するなどの整理を行うものでございます。

5目減価償却費1節有形固定資産減価償却費45万1,000円の増額は、令和6年度決算額の確定に伴うものでございます。

2項営業外費用3目消費税及び地方消費税1節消費税及び地方消費税527万6,000円の増額は、年度末を見越した消費税納付額の増額補正でございます。

続きまして、予算書の8ページ、9ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入におきまして、1款資本的収入3項工事負担金1目工事負担金1節工事負担金79万6,000円の増額は、下水道整備計画の見直しに伴い、上水道埋設管移設補償費が生じたことから、負担金の増額補正を行うものでございます。

今回の補正により、本年度の収支は1,298万円余の純利益が見込まれるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（黒川 悟）

説明が終わりました。

質疑は午後からいたします。

ただいまから13時まで休憩に入ります。

11時54分休憩

.....

13時00分再開

○議長（黒川 悟）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第16号の質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。収益的収入及び支出と資本的収入の一括質疑、総括質疑という順序で審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

異議なしと認めます。

それでは、収益的収入及び支出と資本的収入の一括質疑に入ります。

予算書のページ数をお示しの上、質疑をお願いいたします。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

ないようです。収益的収入及び支出と資本的収入の一括質疑を終わります。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

ないようです。総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

討論なしと認めます。

これから、議案第16号 令和7年度宇美町上水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立全員です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13. 議案第17号

○議長（黒川 悟）

日程第13、議案第17号 令和7年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博）

失礼いたします。議案第17号 令和7年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

予算書の3ページをお願いいたします。

第2条で、収益的収支の収入におきまして、既決予定額9億5,984万2,000円を767万5,000円減額補正いたしまして9億5,216万7,000円に、支出で、既決予定額8億7,868万8,000円を817万7,000円増額補正いたしまして8億8,686万5,000円とするものでございます。

第3条では、資本的収支の収入におきまして、既決予定額4億574万8,000円を2,730万円減額補正いたしまして3億7,844万8,000円に、支出で、6億5,547万7,000円を2,353万6,000円減額補正いたしまして6億3,194万1,000円とするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,349万3,000円は、現年度分損益勘定留保資金及び繰越利益剰余金処分額で補填することといたしております。

第4条では、企業債の借入限度額について、流域下水道事業の限度額5,160万円を2,290万円減額いたしまして2,870万円に、公共下水道事業の限度額4,900万円を440万円減額いたしまして4,460万円とするものでございます。

第5条では、職員給与費を533万円増額補正いたしまして4,564万7,000円とするものでございます。

それでは、予算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入におきまして、1款下水道事業収益1項営業収益1目下水道使用料1節下水道使用料681万8,000円の減額は、節水意識の高まりや節水機器の普及等の理由により使用排水量が減少傾向であることから、年度末を見越した減額補正を行うものでござい

す。

2 項営業外収益 4 目長期前受金戻入 1 節長期前受金戻入 8 5 万 7, 0 0 0 円の減額は、固定資産の減価償却費に含まれる補助金等相当額を収益化するもので、令和 6 年度決算額の確定に伴う減額補正でございます。

支出に移りまして、1 款下水道事業費用 1 項営業費用 3 目総係費の 1 節給料、2 節手当、5 節法定福利費まで合わせまして 5 3 3 万円の増額は、課長級の人件費を上水道事業会計と按分するなどの整理を行うものでございます。

2 項営業外費用 2 目消費税及び地方消費税 1 節消費税及び地方消費税 2 8 4 万 7, 0 0 0 円の増額は、多々良川流域下水道建設負担金の減額を踏まえ、年度末を見越した消費税納税額の増額補正を行うものでございます。

続きまして、予算書の 8 ページ、9 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入におきまして、1 款資本的収入 1 項企業債 1 目企業債、2 節流域下水道事業債及び 4 節企業債、合わせまして 2, 7 3 0 万円の減額は、多々良川流域下水道建設負担金の減額及び令和 7 年度元利償還金の確定に伴う借入額の減額補正を行うものでございます。

支出に移りまして、1 款資本的支出 1 項建設改良費 1 目下水道事業費 2 2 節補償費 9 0 万円の増額は、下水道整備計画の見直しに伴い上水道埋設管移転補償費が生じたことから、上水道事業会計へ支払う補償費の増額補正を行うものでございます。

2 目流域下水道建設負担金 1 節流域下水道建設負担金 2, 4 4 3 万 6, 0 0 0 円の減額は、多々良川浄化センター施設更新工事の一部を翌年度に延伸したことによる建設改良に要する費用の減額に伴いまして、関連自治体が支払う建設負担金が減額したものでございます。

今回の補正により、本年度の収支は 7, 4 6 6 万円余の純利益が見込まれるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

#### ○議長（黒川 悟）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。収益的収入及び支出と資本的収入及び支出の一括質疑、総括質疑という順序で審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（黒川 悟）

異議なしと認めます。

それでは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の一括質疑に入ります。

予算書のページ数をお示しの上、質疑をお願いいたします。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

ないようです。収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の一括質疑を終わります。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

ないようです。総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

討論なしと認めます。

これから、議案第17号 令和7年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立全員です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

**日程第14. 議案第18号**

○議長（黒川 悟）

日程第14、議案第18号 令和7年度宇美町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。工藤企画財政課長。

○企画財政課長（工藤正人）

失礼いたします。議案第18号 令和7年度宇美町一般会計補正予算（第8号）の説明をさせていただきます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和7年度宇美町一般会計補正予算（第8号）は、歳入歳出それぞれ1億6,008万5,000円を追加し、予算総額を184億4,469万6,000円とするものでございます。

また、第2条で繰越明許費の補正、第3条で債務負担行為の補正、第4条で地方債の補正を併せて提案しております。

歳出から説明をさせていただきます。

資料につきましては、3月議会議案資料綴、一般会計補正予算（第8号）事業一覧表を御参照いただきたいと思います。

なお、決算を見通しての各款にわたります人件費の補正につきましては、説明を割愛させてい

たきますことを御了承いただきたいと思います。

少し飛びますが、予算書の４４、４５ページをお願いいたします。

１款議会費１項議会費１目議会費、００３議会運営経費は、全て決算を見通しての減額整理となっています。

２款総務費１項総務管理費１目一般管理費、００２人事秘書関係経費においても、決算を見通しての減額整理を行う一方で、次の４６、４７ページ、備品購入費において、新規採用職員用の机・椅子などの庁用器具費を６０万９,０００円増額しております。

００３福利厚生・職員研修費は、全て執行残の減額整理。

次の００５総務事務関係経費では、食糧費を減額整理する一方で、不足が見込まれますコピー機使用料を９万２,０００円増額いたしております。

２目文書広報費、００１文書管理費では、委託する必要がなくなったため、文書管理コンサルティング業務委託料３５２万円を全額減額いたしております。

００４広報広聴事業費と００７まちの魅力ＰＲ事業費は減額整理です。

５目財産管理費、００１庁舎維持管理費では、次の４８、４９ページ、不足が見込まれる電気代を１４万７,０００円、電信電話料を２万２,０００円増額する一方、工事請負費の執行残を減額補正しています。

００４公有財産管理費と００５ＪＲ宇美駅前広場運営経費は減額整理です。

７目電子計算費、００１情報システム管理費では、新規採用職員分等のドキュワークスシステムライセンス利用料を１００万１,０００円計上しています。

次の００２情報システム共同化事業費では、標準化への移行が３月となったため、自治体情報標準化システム利用料を１,４００万円減額、氏名の振り仮名等初期登録対応業務等に係ります電算システム改修業務委託料（補助）を１０３万３,０００円増額のほか、執行残の整理などを行っております。

５０、５１ページをお願いします。

８目自治振興費、９目生涯学習推進費、１０目交通安全対策費、１１目防犯対策費までは全て減額整理となっています。

一番下の１４目基金費、００１財政調整基金費は、本補正予算における歳入歳出差引額３億６,０１２万９,０００円と、次の５２、５３ページ、金利上昇により増加する利子１３万９,０００円を基金に積み立てるもので、００２農業振興事業費財政基金費と００３庁舎建設等基金費は同様に利子を増額し積み立てるものです。

００５森林環境譲与税基金費は、森林環境譲与税を割り当てている事業の執行額が確定し、本年度の収入額との差額４５万７,０００円を積み立てるもので、００６歩み出そう次の１００年

基金費と００７ふるさと応援基金費は利子を増額し積み立てるものです。

１８目地域交通費、００１地域交通環境整備事業費では、修繕料の執行残を減額する一方で、額の確定により西鉄バス宇美～太宰府線運行維持負担金を１０６万２,０００円増額、００２オンデマンドバス運行事業費は不足する電信電話料を１万円の増額補正となっています。

５４、５５ページをお願いします。

２項徴税費２目賦課徴収費、００３収納経費は決算を見通しての減額整理。

３項戸籍住民基本台帳費１目戸籍住民基本台帳費、００２戸籍住民基本台帳管理費では、決算を見通して減額整理をする一方で、戸籍住民基本台帳法等の一部改正により戸籍附票システムの改修業務委託料（補助）を１８４万８,０００円計上しております。

次の５６、５７ページ、００３住居表示関係経費と００４個人番号カード交付事務費は全て減額整理です。

５項統計調査費は全て執行額確定による減額整理で、次の５８、５９ページまで続いています。

次の６０、６１ページ、６項監査委員費につきましても決算を見通しての減額整理となっています。

３款民生費１項社会福祉費１目社会福祉総務費、００２社会福祉事業費から００７社会福祉関係経費までは決算を見通しての減額整理。

次の０１４定額減税調整給付金支給事業費９２７万６,０００円の減額は、次の６２、６３ページまで続きますが、事業終了に伴い執行残の減額整理を行っているものです。

３目国民健康保険事業費、００１国民健康保険特別会計繰出金では、額の確定に伴い保険基盤安定を５,０００円減額、職員給与費等の（保険基盤安定以外）を３,０１１万９,０００円増額いたしております。

４目障害者福祉費、００２障害児施設給付事業費では、利用の増加に伴い審査支払手数料を１万５,０００円、障害児施設給付費を８８９万３,０００円増額しています。

００３障害者自立支援給付事業費も利用や申請の増加に伴い審査支払手数料を２万４,０００円、障害者自立支援給付費を２,４９２万８,０００円、補装具費を２６４万２,０００円増額いたしております。

００７重度障がい者医療支援経費は見込みにより重度障がい者医療費を３２０万円減額、００８特別児童扶養手当関係経費は見込みにより減額整理でございます。

６４、６５ページ、５目高齢者福祉費、６目高齢者福祉施設費も決算を見通しての減額整理。

７目介護保険事業費、００４介護保険関係経費１,１０９万１,０００円の減額は、福岡県介護保険広域連合負担金の金額の確定に伴います減額補正などとなっています。

８目後期高齢者医療費、００２後期高齢者医療特別会計繰出金は、繰入金額の見込額が確定し

たため後期高齢者医療特別会計繰出金（事務費）を40万円、（保険基盤安定）を1,305万8,000円減額しております。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費、66、67ページ、002子ども医療支援経費では、決算見込みにより審査支払手数料を50万円減額、レセプト件数の増加により医療費支給事業状況データ提供業務委託料を3,000円増額、インフルエンザ等が流行し受診件数が増加していることにより不足いたします子ども医療費を550万円増額いたしております。

2目児童手当費、001児童手当関係経費では、児童数が見込みより少なかったことにより児童手当を3,377万5,000円減額しています。

4目子育て支援事業費、001放課後児童健全育成事業費では、クラブ増設に伴い保育備品購入費を23万3,000円計上、004子育て支援関係経費では見込みにより報酬、委託料を減額する一方で、人件費の増に伴い不足いたしますこども家庭相談支援員負担金を35万4,000円増額しています。

5目保育園費、001町立保育園運営経費126万5,000円の減額は、次の68、69ページまで続きますが、不用額の減額をする一方で、最後にありますが、原田保育園の避難車2台の購入に係ります保育備品購入費を29万7,000円増額いたしております。

002特定教育・保育施設運営経費は、国の基準であります公定価格の改定により民間保育所等施設型給付費を3,487万5,000円増額、物価高騰対策として電気代の高騰分を補助する保育所等物価高騰対策事業費補助金を63万円計上、そのほかは執行見込みによる減額整理となっております。

003特定地域型保育事業費も同様に、公定価格の改定により地域型保育給付費負担金を587万3,000円増額、電気代高騰分の補助として保育所等物価高騰対策事業費補助金を5万円計上、保育対策総合支援事業費補助金は執行残見込みによる減額整理となっております。

007第3子以降保育料無償化事業費では、保護者の負担軽減のため保育料徴収方法を変更したことにより、第3子以降保育料無償化事業費補助金を490万5,000円減額いたしております。

6目児童福祉施設費、001こども療育センター運営経費では、遊具の修繕料を7万9,000円増額、その他は不用額の整理となっています。

70、71ページ、003こども教育総合支援センター管理費と、次の8目青少年健全育成費は、不用額の整理となっています。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、002母子衛生事業費では、対象者等の減少により委託料や扶助費などを減額する一方で、前年度国庫支出金返還金を8万2,000円増額しています。

００３保健衛生事業費は、次の７２、７３ページまで続きますが、決算を見通した減額補正、００５関係団体等支援事業費、００６保健衛生関係経費及び００８妊婦のための支援事業費も減額整理となっています。

３目予防費、００２感染症予防事業費も減額整理です。

７４、７５ページをお願いします。

６目上水道費、００１福岡地区水道企業団出資金４０万円の減額は、企業団の事業費減によるもの、００２上水道事業会計繰出金４９万９、０００円は、消火栓ボックスの取替えに要した経費を上水道事業会計に繰り出すものです。

２項清掃費１目清掃総務費２目美化推進費、３目塵芥処理費、次の７６、７７ページ、４目し尿処理費は、全て負担金額の確定や決算を見通しての減額整理となっております。

６款農林水産業費１項農業費１目農業委員会費は、作成業務を次年度に延期したため、農地情報システム登録用地図データ作成業務委託料を９６万４、０００円減額しています。

５目農地費、００１農業基盤保全事業費は、事業費確定により金坪池及び焼尾池改修事業費負担金を計８２０万円減額しています。

７８、７９ページ、２項林業費１目林業総務費、００２林政事務関係経費も、事業費の確定に伴い、福岡県治山林道協会負担金を減額整理しています。

２目林業振興費、００１森林機能保全事業費は、契約執行残などの整理を行う一方で、整備方法の変更に伴い、荒廃森林整備工事請負費（単独）を１５７万１、０００円増額するなど、関連経費の増額を行っています。

００２林道維持管理費９２万２、０００円の減額は、工事請負費の執行残の減額整理です。

８０、８１ページをお願いします。

７款商工費１項商工費２目商工業振興費、次の３目観光費は、全て額の確定や決算を見通しての減額整理となっています。

８款土木費１項土木管理費、その下の２項道路橋りょう費、これが次の８２、８３ページまで続いています。全て契約執行残や決算を見通しての減額整理となっています。

５項都市計画費１目都市計画総務費は執行残見込みの減額整理。

３目街路事業費、００１都市計画街路整備事業費では、志免宇美線街路事業負担金を額の確定により３、６５０万円減額、不要となったため志免宇美線道路建設促進期成会負担金を３０万円全額減額しています。

５目公園費、００１公園管理・整備事業費は、工事請負費の執行残見込みの減額補正、６目緑化推進費は執行残の減額整理となっています。

８４、８５ページをお願いします。

6項住宅費も執行額確定に伴います減額整理です。

9款消防費1項消防費1目常備消防費では、額の確定により粕屋南部消防組合分担金を199万3,000円減額しています。

2目非常備消防費、001消防団活動支援事業費は、86、87ページまで続きますが、全て決算を見通した減額整理となっています。

3目消防施設費、4目防災対策費、5目災害対策費も執行額確定等によります減額整理です。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費では、次の88、89ページ、不足が見込まれるコピー機使用料を4万4,000円増額しています。

3目教育支援事業費の001学校教育推進事業費から006就学指導事業費までは、全て執行残見込み等によります減額整理となっています。

一番下の009不登校対策事業費では、中学校教科書改訂に伴い、教師用教科書・指導書購入費を9,000円計上いたしております。

90、91ページをお願いします。

2項小学校費1目学校管理費、002宇美小学校管理費では、児童用机・椅子購入に係ります消耗品費を23万円増額、通級指導教室と特別支援学級増設に伴う教室間仕切りや放送設備等の改修工事請負費を535万9,000円、備品購入費を68万4,000円計上しています。

003宇美東小学校管理費26万円と004原田小学校管理費35万4,000円の増額は、どちらも児童用机・椅子の購入費です。

005桜原小学校管理費では、児童用机・椅子購入に係る消耗品費や不足するガス代、水道代を増額、それから通級指導教室増設に伴う教室間仕切りや放送設備等の改修工事請負費を953万5,000円、備品購入費を46万5,000円計上しています。

006井野小学校管理費は、不足するガス代、水道代を計30万8,000円増額しています。

007学校管理関係経費は、次の92、93ページ、国から算数のデジタル教科書を提供されない3校分の購入費として、学習者用デジタル教科書購入費を31万6,000円計上するほかは、全て執行残等の減額整理となっています。

4目施設整備費も執行残の整理です。

3項中学校費1目学校管理費、002宇美中学校管理費は、生徒用机・椅子購入に係る消耗品費を69万円、3階空調室外機の修繕料を27万5,000円増額するほか、減額整理を行っています。

次の94、95ページ、003宇美東中学校管理費は、生徒用机・椅子購入に係る消耗品費を41万4,000円、特別支援学級と通級指導教室を1教室ずつ増設することに伴う学校用器具費を21万円増額するほかは、減額整理となっています。

004 宇美南中学校管理費は執行残の減額整理です。

005 学校管理関係経費では、国から数学のデジタル教科書を提供されない2校分の購入費として、学習者用デジタル教科書購入費を19万4,000円計上するほかは、全て執行残等の減額整理となっています。

2目教育振興費、001 中学校教育振興費は減額整理、002 宇美中学校教育振興費から次の96、97ページ、004 宇美南中学校教育振興費までは、中学校教科書改訂に伴い教師用教科書・指導書購入費を各学校で計上するものです。

4目施設整備費は全て額の確定に伴う減額整理です。

4項学びの多様化学校費1目学校管理費は執行残の整理、2目教育振興費17万2,000円は、次の98、99ページ、教師用教科書・指導書購入費です。

5項幼稚園費1目幼稚園費は、執行見込みにより減額整理となっています。

6項社会教育費1目社会教育総務費、次の2目青少年教育費、次100、101ページ、3目人権教育費、4目公民館費、102、103ページ、5目図書館費、6目社会教育施設費、さらに次の104、105ページ、8目文化財保護費、9目歴史民俗資料館費まで、長くなりますが全て額の確定、それから決算を見通しての減額整理というふうになっています。

106、107ページをお願いします。7項保健体育費1目保健体育総務費、2目体育施設費、これが108、109ページ、それから110、111ページ上段まで続きますが、これらも全て額の確定や決算を見通しての減額整理となっているところです。

3目学校給食費は、002 小学校給食運営費で、原田小学校給食室のガス給湯器取替修繕料を27万4,000円計上していますが、そのほかは減額整理となっているところです。

歳出の説明は以上となります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきますので、戻って16ページ、17ページをお願いします。

1款町税は、最終調定見込額や見込徴収率等の見直しにより、1項町民税を1,455万9,000円、2項固定資産税を978万7,000円、3項軽自動車税を207万7,000円、5項旧法による税を2万8,000円増額補正しています。

18、19ページ、2款地方譲与税、3款利子割交付金、6款法人事業税交付金、7款地方消費税交付金、8款自動車税環境性能割交付金は、収入見込みにより増額補正をしております。

20、21ページ、10款地方交付税、普通交付税は、国の令和7年度補正予算において普通交付税が増額され追加交付となったため、2億3,464万9,000円増額しています。

12款分担金及び負担金2項負担金から、次の22、23ページ、13款使用料及び手数料1項使用料、中段の2項手数料まで、これにつきましては収入済額または今後の収入見込みによ

り、各費目の増減額補正を行っているところです。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金は、次の24、25ページまで続きますが、歳出事業費の確定等による補正増減により、そこに充てます国庫支出金を増減額補正しているものです。

3目衛生費国庫負担金は、歳入見込みにより29万1,000円減額、7目災害復旧費国庫負担金は、国からの確定額に合わせ1,792万3,000円減額しております。

2項国庫補助金1目土木費国庫補助金から、次の26、27ページ、さらに次の28、29ページ上段の9目教育費国庫補助金までと、次の3項委託金についても、歳出事業費確定による補正増減や交付額の確定等に伴う増減額補正となっているところです。

また、15款県支出金が、次の30、31ページ、32、33ページ、さらに34、35ページの中段まで続いています。これらにつきましても全て歳出事業費確定による補正増減や交付額の確定等に伴います増減額補正となっているところです。

16款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金は、各基金の利子額確定により、合計で21万1,000円増額しています。

36、37ページ、17款寄附金1項寄附金5目クラウドファンディング寄附金は、寄附額確定により、防災用トイレトラック整備事業を657万9,000円減額しています。

18款繰入金2項基金繰入金7目歩み出そう次の100年基金繰入金は、歳出事業費の減により92万4,000円減額、9目ふるさと応援基金繰入金は、充当事業費に対し現年で寄附があったことから628万5,000円減額し、財源を振り替えております。

20款諸収入2項町預金利子1目町預金利子は、額の確定により2万7,000円増額しています。

38、39ページ、7項雑入5目過年度収入は、3つの過年度分の医療費について合計で94万円増額。

6目納付金、7目給食事業収入、それから8目雑入は、次の40、41ページまで続いています。収入額の確定や見込みなどによりまして増減額の整理を行っているものでございます。

中段からの21款町債1項町債は、対象事業費の確定等によりまして減額整理を行っており、主なもので、1目土木債を3,280万円、次の42、43ページ、2つ目の8目教育債2,000万円など減額を行っているところです。

歳入の説明は以上となります。

次に、またさらに戻っていただきまして、8ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正ですが、全部で11件の追加を提案するもので、件数が大変多いので主なものだけ読み上げさせていただきますが、上から6段目になりますが、8款土木費2項道路

橋りょう費、事業名が、町道竹ヶ下～桜ヶ丘線災害復旧関連事業で、金額を630万7,000円、その下の9款消防費1項消防費、事業名が防災トイレトラック購入事業で、金額を2,653万6,000円、その下10款教育費2項小学校費、事業名が宇美小学校通級指導教室等整備に伴う間仕切り等改修事業で、金額を535万9,000円、その下10款教育費2項小学校費、事業名が桜原小学校の同事業で、金額を953万5,000円などと定めるものでございます。

隣の9ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正は、追加1件を提案するものでございまして、事項が放課後児童クラブ運営業務、期間が令和8年度から9年度まで、限度額を1億8,416万9,000円と定めるものです。

次の10ページをお願いします。

第4表、地方債補正は、変更6件を提案するものですが、いずれも限度額の変更で、公共事業等債1億1,660万円を7,620万円に、公共施設等適正管理推進事業債2億6,350万円を2億5,180万円に、緊急自然災害防止対策事業債1,090万円を1,030万円に、緊急防災・減災事業債7,080万円を6,160万円に、補助災害復旧事業債9,810万円を9,000万円に、それから水道事業債1,630万円を1,590万円に、それぞれ変更するものでございます。

最後になりますが、予算書の最後112、113ページに、今回の補正に係ります給与費明細書を掲載しておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

#### ○議長（黒川 悟）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳出一括質疑、歳入一括質疑、総括質疑という順序で審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（黒川 悟）

異議なしと認めます。

それでは、歳出一括質疑に入ります。予算書44ページから111ページまでの間で、ページ数をお示しの上、質疑をお願いいたします。質疑のある方はどうぞ。3番、丸山議員。

#### ○議員（3番 丸山康夫）

ちょっと見逃せない点が幾つかありますので、質問したいと思います。

資料でいきます、資料は5ページです。予算書でいくと53ページ。西鉄バス宇美～太宰府線の運行維持負担金、これについてお尋ねします。

まず、昨年は減額補正だったんです、これ、最終的には。予算に対してかなり100万以上落としてましたから。今回は100万円以上上乗せということで、非常に気になってます。

最初に、増額補正となった要因、これを——これ今年の分だけしか載ってないんで、前年度と比較してどうだったのかっていうこと、お示しいただけますか。お願いします。

○議長（黒川 悟）

竹下シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（竹下健一）

西鉄バスの件についてですけども、まず今回、主な要因ってところは事業一覧のほうにも書いてありますけども、まず運行に係る分の経費の部分で収入、やはり乗客者が減ったというところ、あと国における分の補助金も減少ということになっております。

実際利用者がどれくらい減ったかということになりますけども、今回、令和7年度の負担する対象となる期間につきましては、バスの会計年度ということになりまして、令和6年の10月から令和7年の9月までが令和7年度の分の負担金という形になります。この間の利用者につきましては、前年度の利用者が8万9,224人、令和7年度の支払う期間分の利用者につきましては8万907人となっております、実際8,317人の減少ということになっております。昨年がおおむね2,700人ぐらゐの減少ということになっておりましたので、今回大幅に利用者の分が残念ながら減少してるという状況でございます。

こういったことから収入の分が大幅に減額となりまして、今回補正を組まさせていただいておりますけども、この補正につきましても、西鉄バスのほうから年明けて1月20日の日に急遽負担金の増額についてという通知があって、今回3月補正のほうで対応させていただくような形で増減をさせていただいたという現状でございます。

あと、すいません、ちょっと補足ということになりますけども、今回このような報告を受けて、西鉄バスのほうにも伺いまして、今後の対策、現状ということも含めてですけども、そういった打合せをさせていただいております。今回の主な原因というところでも、利用者の分の分析、宇美～太宰府線につきましては、やはり通勤・通学の利用者が多いというようなこともありますけども、実際どのぐらゐの利用者があるのかというようなこと、また時間帯、そういったことについても分析ということのお願いをしているところでございます。

そういったところを踏まえまして、町としましてもできることということで、今後、例えばですけども、高校、大学、利用状況とかっていうことも出向いての利用実態調査、それに向けてどのような形で西鉄バスを利用していただけるかの働きかけとかっていう対策につきましても、今後、西鉄バスと連携したような形で進めていきたいというような協議は進めているところでございます。

○議長（黒川 悟）

3 番、丸山議員。

○議員（3 番 丸山康夫）

今いろいろ言われたんですけど、私ははっきり言って、西鉄バスが何か努力している姿というのは全く見えてこないんです。このまま「乗客減りました、減った分補填してください」町は言いなりになって「お金、はい、出します」これじゃ、また来年大幅な上乗せが来ます、必ず来ます。それを減らす努力っていうのをきちっとやっていく、それは分析をするっていうことは言われましたけれども。

あと、私、宇美駅から太宰府駅まで直通しましょうよと言いましたよね。幾つか実現できてるんです。これ何本実現できてますか。きちんと通勤・通学時間帯にそれが運行されてますか、そのあたりの分析をそこはできてると思いますから、回答してください。

○議長（黒川 悟）

竹下シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（竹下健一）

現在、宇美町から太宰府のほうに行ってる分については全部で14便ございます。そのうち上宇美のほうから出てるものが6便、JR宇美駅のほうから出てる分が8便、平日になりますけども、このような状況でございます。

議員がおっしゃるとおり、現在、宇美駅からの分については8便出てるわけなんですけど、平日の利用については、朝と夕方っていうのは基本的に宇美駅から出るというような形で、利用状況をした上で、そういった運行の状況に合わせた形での対策という形は取っていただいているところでございます。

○議長（黒川 悟）

3 番、丸山議員。

○議員（3 番 丸山康夫）

私、きちんと全便運行する、これがとっても大事じゃないかなと思ってのんです。それが、例えば、香椎線を使って宇美町まで来られました、そのままこのバスに乗って宇美駅から太宰府駅に行く。あの辺は大学とかもあります。そういった通学客っていうのをやっぱり拾うための努力っていうのは、しっかり町と西鉄が連携して取り組むことがとっても大事なんです。14便という少なさも、私は少な過ぎると思いますけれども、やはりそういった客をどう確保していくのかっていうことを、きちつきちっと詰めていく、これがとっても大事じゃないかなと思います。

さらに通学客がいない、通勤客がいない土日、こういったところはやはり観光客あたりを拾うような努力。太宰府天満宮に参拝に来られました。いろんな交通手段で来られると思います。そ

ういった人たちをぜひ宇美八幡宮に来てくださいよっていうPR、一度でもやったことありますか。ないんです。そういったことも西鉄と一緒にきちっと取り組んでいくとかしたら、休日の利用者も増えて、年間8,000人の乗客の減っているのは軽減されるんじゃないかなと思います。そこはしっかりやってください。そういったこともです。

どうですか、これからの取組どのようにしっかり取り組んで乗客増やそうとするのか、あるいは西鉄に対してきちっと要望を出していく。とても私はきちっと伝えてないんじゃないかなと思います。もう西鉄にとっちゃ、町にお金要求すればそれ全額が来ます、努力するわけないんです、そういったことは。お互いにしっかり努力していく体制を整えていく。それが地域交通会議でもあると思いますんで、今後どのようにやっていこうと思うのか、明確に回答してください。

#### ○議長（黒川 悟）

竹下シティプロモーション課長。

#### ○シティプロモーション課長（竹下健一）

議員がおっしゃるとおり、観光面からもというような貴重なそういった取組も重要だというふうに認識してるところでございます。

実際、西鉄バスさんにもそうですけども、JRさんにも含めですけど、今言っていたようなイベント、例えばですけど、今度4月に行われます宇美八幡宮の地鎮祭、稚児行列の関係とあっていうポスターについても今両方のところをお願いをして、そういった形で観光の面でもつながるような形で、利用促進になってなるような形で取組をしております。実際に、今後そういったところへも情報共有するっていうことは西鉄バスに限らず、JRさんにもお願いをしながら、それぞれ取組を、利用促進に向けて取り組んでいきたいということでのお願いはしてるところでございます。

あと、西鉄バスについては、先ほど学生の利用とあっていうお話もしましたが、あと現在の運用ルートについても相談をしております。といいますのは、今、宇美、太宰府市役所のほうに向かっていってるんですけど、これを例えば二日市駅のほうに向かうというような形で、そういったすることで、もう少し大学生の利用があるんじゃないかというようなことについても分析というようなことも含めて、そういったところの利用ルートの見直しについても西鉄バスのほうに働きかけはしているところでございます。

そういったところから、いろんな分についても今後情報を基に検討しながら、利用ニーズとかも把握しながら利用促進に向けて取り組んでいきたいというふうには考えているところでございます。

#### ○議長（黒川 悟）

ほかにありませんか。8番、鳴海議員。

○議員（８番 鳴海圭矢）

ページ数でいきますと予算書のページ数っていうのは４９ページ、事業一覧でいくと２ページになるんですけども、情報システム管理費、システムライセンス利用料ということで、今導入している文書管理などを行うソフトウェア、ドキュワークス、これのライセンス使用について、このライセンスっていうのはもう一度買い切り型、もう一度お金払ったら追加で費用かかりませんというタイプなのか、それともサブスクみたいに１年に１回更新して、毎年このライセンス料を払わないと使えないのか、どっちでしたっけ、ちょっとお答え願います。

○議長（黒川 悟）

八島総務課長。

○総務課長（八島勝行）

御質問のこのシステムライセンス利用料につきましては、これは買い切りのほうです。

○議長（黒川 悟）

ほかにありませんか。３番、丸山議員。

○議員（３番 丸山康夫）

資料は７ページになります。予算書は６１から６３、定額減税調整給付金支給事業費についてお尋ねいたします。

この資料を見ると、支給対象者でありながら支給されなかった方が２．４％おられると理解しているのか、また支給対象者でありながら受け取らなかった人数、これ何人なのかっていうことを回答していただけますか。

○議長（黒川 悟）

田口税務課長。

○税務課長（田口嘉輝）

こちらの不足額給付に係ります申請されなかった方として、受け取られなかった方というのが９９件になります。このうち郵便の不着や外国人さんの帰国等により給付対象とできなかった方が１０件ございます。そのほかの方につきましては、当初の通知、勧奨通知なども送って啓発はいたしましたけれども実際に申請がなかったというところで、その方が差し引きの８９件いらっしゃるということになります。

○議長（黒川 悟）

３番、丸山議員。

○議員（３番 丸山康夫）

８９件の方がもらえるお金もらえなかったと、これ結構金額大きいんですね。

税務課が行った勧奨、何回か通知出されたと思います。それは適切だったと思いますか、電話

はしましたか、訪問はされましたか、そのあたりを回答してください。

○議長（黒川 悟）

田口税務課長。

○税務課長（田口嘉輝）

こちら通知に関する勧奨につきましては、まず当初の発送時期に公式ラインを通じた周知とホームページ、広報誌に掲載といった周知を行っております。その後、申請がなかった方については、個別に再度通知を郵送するという形を取りました。

人数的にも限られた方でありましたので、個別の通知が効果的であると判断して各通知を送ったところですが、議員おっしゃりました個別の電話連絡、また訪問勧奨というところは実施しておりません。

○議長（黒川 悟）

3番、丸山議員。

○議員（3番 丸山康夫）

これ、町費じゃないですよ、国庫なんです、財源は。これは、やっぱりもうちょっと丁寧に親切に行ったほうがいいんじゃないかなと思います。通知1回、1回ですか、勧奨して1回出して、もう1回勧奨の通知を出して、それで終わっちゃったのかなと思いますけど。そこはやっぱり丁寧にやってあげるっていうのは、私、行政にとって町民に寄り添う姿勢を示す、これは絶好の機会でもあると思うんです。私は足りなかったんじゃないかなと思いますけれど、その反省を含めて、もう一回こういった事業があったときにはどのように対応していこうと思いますか。

○議長（黒川 悟）

田口税務課長。

○税務課長（田口嘉輝）

今回、御指摘がありましたように勧奨の通知、再度の勧奨というところで足りないのではないかという御意見ですが、今回、期間等の関係もありまして1回にとどまったところではありますが、今後、確かに個人に通知するというのが、一番手元に届いて効果的であるとは思われるんですが、目にする機会を増やすという意味では、いろいろなSNS等も通じて周知を努めていきたいと考えております。

○議長（黒川 悟）

3番、丸山議員。

○議員（3番 丸山康夫）

SNSでやっても見る方は限られるんです。私は、訪問してとか電話してみたらどうですかという提案をしたつもりなんですけれども、それはやるつもりはないんですか、どうなんですか、

やるつもりがないというならそう答えてください。やるつもりがあるなら、やるつもりですと言ってください。

○議長（黒川 悟）

田口税務課長。

○税務課長（田口嘉輝）

職員の対応人数等にもよりますので、対象者がどれだけいるかっていうところで、はっきりと全て行いますというお答えは今できないところではありますけれども、検討していきたいと考えております。

○議長（黒川 悟）

ほかにありませんか。9番、古賀議員。

○議員（9番 古賀ひろ子）

9番です。資料25ページ、学校教育課、宇美小学校・桜原小学校の学級編制において通級指導教室が増えているという、新年度に当たるんですけど、大体これ何クラスを予定してあるのでしょうか。

○議長（黒川 悟）

川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

まず、宇美小学校の通級のクラスの、今はこれが2クラスです。7年度は1クラスだったのが、8年度は2クラス。それから桜原小学校が、今年度が3クラスだったのが4クラスという形になります。

○議長（黒川 悟）

ほかにありませんか。3番、丸山議員。

○議員（3番 丸山康夫）

今の質問に関連してお尋ねしたいと思います。項目は一緒です。これ、つまり桜原小学校では空き教室が全くない状況があると、そういうことで理解していいのか。それに伴って、現在、例えば特別教室、理科室とか音楽室とかいろいろあると思います。そういった特別教室をこの普通教室として使用しなければいけない状況になってるのかどうか、そこまでは行ってないのか、そういったあたりを回答してください。

○議長（黒川 悟）

川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

桜原小学校は、今言われたとおり、実は教室いっぱいいっぱいです。ただ、特別教室は当然そ

れを授業で使いますので、これを潰さないといけないっていうことになるともういよいよなんだと思うんですけども、そこまでは行っていません。

今言ったように、この1クラス増とかっていうのに対応するために教室の間仕切りをやってるんですが、ちょっと中身を言いますと、桜原小のこの間仕切りというのは、宇美小の場合は既存の教室を2つに分けてます。でも、今回のこの桜原は、去年もそうだったんですけど、職員室棟と生徒、児童の棟との間の廊下の部分がちょっとホールになってると思うんです。あのホールの部分に間仕切りをつけて教室にするというような工事になっているので、金額を見ても分かると思うんですけど、桜原小のほうがちっと高いというような、こういった現状になっております。

○議長（黒川 悟）

3番、丸山議員。

○議員（3番 丸山康夫）

今、桜原小学校の話されましたけども、町内の小中学校全て8校のうち、全く空き教室がないという学校が何校あって、空き教室もある、ゆとりもあるというのが何校あるのか、そのあたりを説明していただけますか。

○議長（黒川 悟）

川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

今ははっきりとちょっと分からないんですが、この今の補正の内容で話しますと、そのほかの学校も当然、クラス編制とかがあってるんですけど、この間仕切りをやらないと教室が足りないというのは宇美小と桜原小ということになっております。

○議長（黒川 悟）

ほかにありませんか。3番、丸山議員。

○議員（3番 丸山康夫）

資料でいくと23ページになります。予算は83ページになります。志免宇美線街路事業負担金についてお尋ねします。

志免宇美線の負担金が当初予算に比べると大幅に減額されてます。約半分なんです。このこと自体をぱっと見ますと、事業の進捗が予定より大幅に遅れているということに、そのまま言えるんじゃないかなと思ってます。なぜ、これほど進捗が遅れてしまったのか、予算を使い切るようなことができなかったのか、説明してください。

○議長（黒川 悟）

添田都市整備課長。

○都市整備課長（添田勝春）

失礼します。まず減額の大きな理由でございますが、こちら、災害復旧など特殊な事例を除いて一般的に補助事業を行う場合は、前年度に必要な予算を要求します。当該年度のときに県なり国から交付決定、補助金がこれぐらいつきますというところで交付決定がつきます。その要望額と交付決定額の差額が、非常に、減額分が大きいというところで、今回の減額理由になっております。

あわせて、もともと交付金事業は6分の1の負担というところで、4分の1の事業に、例えば無理やり予算をつけて事業を進捗してくれと県のほうに要望した場合、4分の1の負担額のほうが多くなってくる可能性がございます。事業費から見ると、町の財政的なところを見て、この交付金事業については交付金の事業に充てていくのが財政的にも負担が少ないというところで、この考え方については前年度から変わっておりません。

以上でございます。

○議長（黒川 悟）

3番、丸山議員。

○議員（3番 丸山康夫）

つまりは、当初予算のときには町の負担が7,633万円で当初予算要求してた、国に対して交付を要求してた。それが、国が交付金を落とさなかった——下ろさなかった、つけなかったと。それに対して無理やり事業しなくてももう国庫補助金の事業でやってくださいと、単独事業はしないで結構ですからと、そういった話もやって、結局は約半分しか使わなかったということで理解します。

現在の用地の取得率何%にいました。もうこれ事業始まって何年たつんですか。併せて回答してください。

○議長（黒川 悟）

添田都市整備課長。

○都市整備課長（添田勝春）

まず事業については、予算の流れにつきましては、当初事業費ベースで4億800万、町の負担が7,633万3,000円で当初計上しておりました。先ほどの交付決定で1億7,500万の交付がついてます、事業費ベースで。その中で、当初は残りの本線の用地を全て用地買収費の計上と側道の用地買収の予算を計上してこの4億800万を計上していたっていうところになります。しかしながら、国の補助金が1億7,500万しかつかなかったっていうところで、事業費の内容を見直しまして、優先順位の高い本線のほうの用地買収のほうを今県のほうに進んでいただいております。この1億7,500万のうち、詳しい数字はちょっと控えさせていただきますが、今継続してこの本線の用地の交渉を引き続き続けていただいております。

その用地の取得の率でございますが、まず令和2年から本格的にこの用地の取得を始めまして、昨年、令和6年度末までに39.2%の用地取得率でした。面積ベースです。今年度になりまして、今年度の12月末までの実績でございますが14%、今年度だけで14%用地取得を済んでおります。引き続き用地交渉を進めていただいておりますので、年度末までには若干上がるのかなというところになります。令和7年度までの全体の取得率、こちらにつきましては53.2%になります。いずれにしても、今年度予算がつかなかったというところ、つきが悪かったというところもあるんですが、引き続き残りの46.8%の用地につきましては、引き続き県のほうが用地の交渉を続けていただいております、残りのこの用地の取得の費用につきましては8年度当初のほうで上げさせていただくように考えております。

以上でございます。

○議長（黒川 悟）

3番、丸山議員。

○議員（3番 丸山康夫）

私、もう一点聞いたんです。これ、事業認可受けて何年たつんですかと。いろいろ去年までが幾らとか言われましたけど、今の時点、令和7年度末の時点で用地の取得率は何%になるのか。それで、この後、事業は進捗すると思いますか、本当に。大丈夫なんですか。そのあたりも含めて、再度答弁求めます。

○議長（黒川 悟）

添田都市整備課長。

○都市整備課長（添田勝春）

先ほど用地の取得にちょっと触れさせていただきましたが、再度、面積につきましては令和7年度末までで、先ほどの12月末の集計までになりますが、合計53.2%になります。今後事業に向けて、今年度、実は用地の取得、本線の取得に影響がある志免町のほうの農業施設が当町のほうの用地対象のところに設置されると、井堰の移設に伴って、その交渉につきましては今年度47回、構造協議であつたり用地の地権者との協議を行って、今年度おおむね終わるというところになりますので、8年度につきましてはそういった大きな支障がないというところで、用地の取得がスムーズに進むんじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（黒川 悟）

3番、丸山議員。

○議員（3番 丸山康夫）

それで、最初のところに戻りますけど、国庫補助金がつく、そういったのが非常に少なかった

というところなんです。ここは一課長がどうのこうのとか無理だと思います。私は、志免宇美建設促進期成会などがしっかり動いて、国に対してきちっと要望していく。これは、国と県とあるいはいろんな方々交えてしっかり要望していかなくちやいけません。そのあたりはきちんとやってあるんですか。この後どのように取り組んでいくんですか。どちらか執行部で回答していただきたい。課長は要らないです。お願いします。

○議長（黒川 悟）

安川町長。

○町長（安川茂伸）

12月18日ですか、志免宇美線の道路建設促進期成会、志免の町長と私で志免の議長、私どもの議長と、国交省の局長まで面会をしております。代議士も一緒に入っていて、もうぜひにということで、宇美と志免の力を結集して、代議士も強く押していただいておりますんで、局長もしっかりやりますという返事をいただいておりますんで、こういった活動も、やはり政治的な活動も私の仕事として続けていく必要があろうというふうに思ってます。そういったものもやっております。

また、県も、福岡県に対しても何度となく行っております。県土整備部長にも面会しておりますし、技監であったり、そういったものも含めて、この進捗も進めていただきますように、度々行って、おられないときもありますんで名刺を置いてきたり、こういったことを重ねていくのも大切ではないかなというふうに思っているとこでございます。引き続き力を入れていきたいというふうに思います。

○議長（黒川 悟）

3番、丸山議員。

○議員（3番 丸山康夫）

何でもここまで強く言うかっていうと、私たちがやっぱり目指しているスマートインターの設置、これにかなり影響が出てくるんです。なぜかっていうと、志免宇美線っていうのは、この後、第3工区、第4工区っていうのを控えてます。特に、やはり第3工区、第4工区と一緒にやる。そのためにやはり第2工区をもうがんがん進めていただく。それが、やはりスマートインター設置に向けて大きな推進力になると思います。だから、これだけのこと言ってるんです。しっかり、また町長も副町長も含めて、期成会も含めて、しっかり要望しながら早期の実現目指していただきたいなと思います。答弁は要りません。

○議長（黒川 悟）

歳出一括質疑の途中ですが14時20分まで休憩に入ります。

14時08分休憩

.....

14時20分再開

○議長（黒川 悟）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第18号の歳出一括質疑を続けます。質疑のある方はどうぞ。3番、丸山議員。

○議員（3番 丸山康夫）

資料でいきますと26ページになります。予算書は109ページ、武道館外壁・屋根及び内部等改修事業についてお尋ねいたします。

改修工事、本当にお疲れさまでございました。2年にわたる長きの改修で、例えば国際基準の畳を入れていただいたり、また1階の剣道場は、すばらしい赤松でしたかね、材質の床の貼り替えまでしていただいて、利用者とっても喜んでおります。

ただ、これ関連して質問するんですけど、先日、武道館の下水管が詰まってしまいまして、汚水が逆流してしまったと、利用者にも多大な迷惑をかけたと聞き及んでおります。トイレの改修もきれいに行っていたら、利用者に気持ちよく利用していただいたのに、このような事態になって大変残念です。

最初は、利用者が適切な使用を行わなかったと、例えば生理用品なんか流してしまって、それが詰まったのかなと思い、マナーアップに取り組んでいかなくちゃいけないかなと思いましたが、実際に何で下水管が詰まって逆流が起きてしまったのか、この要因は何だったのか、説明してください。

○議長（黒川 悟）

太田社会教育課長。

○社会教育課長（太田一男）

失礼いたします。武道館の下水管の落石の要因でございすけども、地中の中で管が破損して、地中の堆積物が埋没したことによる詰まりでございす。

○議長（黒川 悟）

3番、丸山議員。

○議員（3番 丸山康夫）

破損したんですか。対策はもうしっかり行って、再発は二度とないと断言できますか、そこを回答してください。

○議長（黒川 悟）

太田社会教育課長。

○社会教育課長（太田一男）

失礼いたします。管の接続をやり直しておりますので、今後二度と同じようなところで埋没することはございません。

○議長（黒川 悟）

3番、丸山議員。

○議員（3番 丸山康夫）

これも、トイレの改修のときにきちんとそういった管の点検までやっていただいとくとういったことはなかったのかなと思いますので、今後似たような改修工事、あるのかないのか分かりませんが、そういったことを行った際には、そういった管の点検であるとか、多分中にヘドロみたいなのがいっぱい付着してたんじゃないかなとも思われますので、これからそういった工事をやる時にはそこまで気をつけてやっていただけたらと思います。回答は要りません。

○議長（黒川 悟）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

ないようです。歳出一括質疑を終わります。

次に、歳入一括質疑に入ります。予算書16ページから43ページまでの間で、ページ数をお示しの上、質疑をお願いいたします。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

ないようです。歳入一括質疑を終わります。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

ないようです。総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川 悟）

討論なしと認めます。

これから、議案第18号 令和7年度宇美町一般会計補正予算（第8号）を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（黒川 悟）

起立全員です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（黒川 悟）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

○議会事務局長（太田美和）

起立願います。礼。お疲れさまでした。

14時25分散会

---